博士課程の第一種奨学金申請に関する確認書

大阪大学総長　殿

（太枠内をすべて記入してください）

記　入　日	年　月　日
スカラネット受付番号	
氏　名	

私は、日本学生支援機構奨学金の申込にあたり、下記の「特に優れた業績による返還免除」の申請制限について確認したうえで、国立研究開発法人科学技術振興機構が実施する、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」、「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業(BOOST)次世代ＡＩ人材育成プログラム（博士後期課程学生支援)」のうち、研究奨励費等生活費相当額の支援を

≪該当する□（複数ある場合はすべて）に✓≫
□①　受けたことがありませんが、今後受けることとなった場合*には、
（*現時点で受ける予定がない場合も①に✓）
□②　受けたことがあるため、
□③　今後、受けることが決定しているため、

博士課程における第一種奨学金の「特に優れた業績による返還免除」を申請できないことを理解して第一種奨学金の申込を行うことに相違ありません。

【第一種奨学金「特に優れた業績による返還免除」の申請制限※1,※2について】

2023 年度以降に博士（後期）課程及び博士医・歯・薬学課程において第一種奨学金に採用された方で、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」、「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業 次世代 AI 人材育成プログラム（博士後期課程学生支援)」のうち、研究奨励費等生活費相当額（以下、「フェローシップ事業等」という。）の支援を受けている（または、支援を受けることが決定している）場合は、「特に優れた業績による返還免除」に申請することはできません。

ただし、2023 年度以降に採用された第一種奨学生であっても、5 年一貫制博士課程の修士課程相当（生命機能研究科の場合は 1～2 年生）までで第一種奨学金を辞退した方については、博士課程相当（生命機能研究科の場合は 3～5 年生）でフェローシップ事業等の支援を受ける受けないにかかわらず、修士課程相当分で受けた第一種奨学金について「特に優れた業績による返還免除」を申請することが可能です。

なお、2022 年度以前に第一種奨学生として採用された方は、フェローシップ事業等の支援を受ける場合でも「特に優れた業績による返還免除」の申請が可能です。

・ 第一種奨学金採用後にフェローシップ事業等の支援を受けることになり、フェローシップ事業等の支援を受ける前に第一種奨学金を辞退した場合
（ただし、5 年一貫制博士課程の学生が、博士前期課程相当年次在籍期間中に第一種奨学金を辞退した場合に限り、第一種奨学金の貸与終了年度の業績免除に申請することが可能です。）

・ 第一種奨学金の貸与を受ける前にフェローシップ事業等の支援が終了した場合

※1 第一種奨学金の採用年度にかかわらず、フェローシップ事業等の支援を受けながら第一種奨学金の貸与を受けることは可能です。

※2 2022 年度以前に採用された第一種奨学金については、フェローシップ事業等の支援の対象者であっても業績免除を申請することが可能です。
なお、一貫制博士課程（生命機能研究科）の学生の場合、3 年次（博士後期課程相当）への進級が 2023 年度以降であっても、当該課程で 2022 年度までに採用された第一種奨学金については業績免除を申請できます。